

令和5年5月17日

多様なメディアを高度に利用して行う授業(遠隔授業)について

本校が実施する多様なメディアを高度に利用して行う授業(以下、「遠隔授業」と言う。)について、準学士課程は60単位まで卒業単位に含めることができます(学則13条の2第4項)。

また、専攻科課程は30単位まで修了単位に含めることができます(学則57条第1項(13条の2第4項を準用))。

遠隔授業の該当科目は以下の通りです。この表は毎年更新します。

令和5年度前期科目を5月17日付けで更新しました。

なお、令和2～3年度に実施した遠隔授業については、新型コロナウイルス感染症の感染状況等を考慮し、特例的な措置として上記の上限に算入されません。

(参考:「本年度後期や次年度の各授業科目の実施方法に係る留意点について」(令和2年7月27日文部科学省高等教育局大学振興課通知))

コース略称

IS:情報システムコース、IT:情報通信コース、IE:知能エレクトロニクスコース、

AS:応用科学コース

<準学士課程>

【令和元年度入学者】

開設年度	学年	コース名	科目名	単位数
令和5年度	5年	IS、IT、IE、AS	情報社会学	2
令和5年度	5年	IS、IT、IE、AS	光工学	1
令和5年度	5年	AS	連続体力学B	2
令和4年度	4年	IS、IT、IE、AS	ソフトウェア工学基礎	2
令和4年度	4年	IS、IT、IE、AS	情報理論	2
令和4年度	4年	IS、IT、IE、AS	ネットワーク理論	2
令和4年度	4年	AS	量子力学 I	2
令和4年度	4年	AS	熱統計力学 I	2
令和4年度	4年	AS	量子力学演習	2
令和4年度	4年	AS	解析力学	2
令和4年度	4年	AS	解析力学演習	2
令和4年度	4年	AS	応用解析 A	2

令和4年度	4年	IS、IT、IE、AS	政治経済	2
令和4年度	4年	IS、IT、IE、AS	工業所有権基礎	1
令和4年度	4年	IS、IT、IE、AS	ネットワーキング技術	2
令和4年度	4年	IS、IT、IE、AS	情報セキュリティ	2
令和4年度	4年	IS、IT、IE、AS	無線技術特論 I B[電磁波工学 I]	2
令和4年度	4年	IS、IT、IE、AS	無線技術特論 I C[電磁波工学 II]	2
令和4年度	4年	AS	熱統計力学 II	2
令和4年度	4年	AS	連続体力学 A	2
令和4年度	4年	AS	固体物性論 I	2
令和4年度	4年	AS	固体物性論演習	2
令和4年度	4年	AS	熱統計力学演習	2

【令和2年度入学者】

開設年度	学年	コース名	科目名	単位数
令和5年度	4年	IS、IT、IE、AS	化学特論	2
令和5年度	4年	IS、IT、IE、AS	ソフトウェア工学基礎	2
令和5年度	4年	IS、IT、IE、AS	情報理論	2
令和5年度	4年	IS、IT、IE、AS	ネットワーク理論	2
令和5年度	4年	IS、IT、IE、AS	電子機器設計基礎	1
令和4年度	3年	IS、IT、IE	英語 AIII	2
令和4年度	3年	IS、IT、IE	ネットワーク基礎	2
令和4年度	3年	IS、IT、IE	コンピュータシステム基礎	2
令和4年度	3年	IS、IT、IE(留学生)	日本語 V	2
令和4年度	3年	IS、IT、IE(留学生)	日本語 VI	2

【令和3年度入学者】

開設年度	学年	コース名	科目名	単位数
令和5年度	3年	IS、IT、IE	ネットワーク基礎	2
令和5年度	3年	IS、IT、IE	コンピュータシステム基礎	2
令和5年度	3年	IS、IT、IE(留学生)	日本語 V	2
令和4年度	2年	IS、IT、IE	代数幾何	2

【令和4年度入学者及び令和5年度入学者】

該当科目無し。

(参考)【平成30年度入学者】

開設年度	学年	コース名	科目名	単位数
令和4年度	5年	IS、IT、IE、AS	総合英語Ⅲ	2
令和4年度	5年	IS、IT、IE、AS	地球科学	2
令和4年度	5年	IS、IT、IE、AS	情報社会学	2
令和4年度	5年	IS、IT、IE、AS	数値解析	1
令和4年度	5年	IS、IT、IE、AS	光工学	1
令和4年度	5年	AS	連続体力学 B	2
令和4年度	5年	IS、IT、IE、AS	生物学	2
令和4年度	5年	IS、IT、IE、AS	工業所有権基礎	1
令和4年度	5年	AS	固体物性論Ⅱ	2

<専攻科課程>

【令和4年度入学者】

開設年度	学年	専攻名	科目名	単位数
令和5年度	2年	情報電子システム工学	画像処理論	2
令和4年度	1年	情報電子システム工学	データ解析	2

【令和5年度入学者】

開設年度	学年	専攻名	科目名	単位数
令和5年度	1年	情報電子システム工学	データ解析	2

＜遠隔授業と面接授業の区別について＞

- ・同一校舎内の複数の教室間でメディアを用いて行う授業は、遠隔授業として取り扱う。
- ・面接授業の授業科目の一部として、いわゆる同時性又は即応性を持つ双方向性(対話性)を有し、面接授業に相当する教育効果を有すると認められる遠隔授業を実施する授業時数が半数を超えない範囲で行われる授業科目については、面接授業の授業科目として取り扱い、遠隔授業の上限の算定に含める必要は無い。
- ・受講生を半数に分け、交互に対面と遠隔による受講を行う場合など、全ての学生が半分以上の授業時数を対面で受講する機会を設ける授業科目は、面接授業として取り扱う。
- ・授業科目として全ての学生に対し、半分以上の授業時数を対面で受講することを求めているとしても、特定の学生が病気等により対面での授業を受けられない回が生じ、半分以上の授業時数を対面で受講できなかった場合、授業科目は面接授業として取り扱い、当該学生を含めて遠隔授業の上限の算定に含める必要は無い。
- ・授業科目として全ての学生に対し、半分以上の授業時数を対面で受講することを求めているとしても、基礎疾患等を有する学生や障害を有する学生などが感染リスクを恐れ、学生個人の希望により、結果として当該学生が対面で受講する授業時数が半分未満となった場合、授業科目は面接授業として取り扱い、当該学生を含めて遠隔授業の上限の算定に含める必要は無い。
- ・1つの授業科目の受講者を2グループに分け、面接授業と遠隔授業とでグループ別に交互に実施し、いずれのグループも半分以上の授業時数を対面で受講できるようにしている場合は面接授業として扱う。
- ・例えば、授業時数90分のうち、45分を遠隔授業(オンデマンド)、45分を面接授業(反転学修型)を教室で受講するケースについては、以下の場合に面接授業として取り扱う。
 - ① 授業後に設問解答、添削指導、質疑応答等による十分な指導が行われ、かつ、当該授業に関する学生等の意見交換の機会が確保されていること。若しくは、遠隔授業(オンデマンド)と面接授業が交互に行われ、面接授業の中で遠隔授業(オンデマンド)で学ぶ内容の指導が行われるよう授業設計されていること。
 - ② 当該授業科目の講義等における総授業時数の半分以上について対面での授業が実施されていること。
 - ③ 講義等の時間以外にも、授業外学修時間を課す手立てを確保していること。

(参考:「学事日程等の取扱い及び遠隔授業の活用に係る Q&A 等の送付について(令和3年5月14日時点)」別紙1 問8～13 (令和3年5月14日文科科学省高等教育局大学振興課通知))

【仙台高等専門学校学則 最終改正 令和5年3月1日(抜粋)】

第13条の2 校長は、文部科学大臣が別に定めるところにより、授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

2 校長は、授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

3 校長は、文部科学大臣が別に定めるところにより、授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

4 卒業の要件として修得すべき単位数のうち、前三項の授業の方法により修得する単位数は60単位を超えないものとする。

第57条 専攻科学生については、第8条から第12条まで、第13条の2、第15条第1項、第24条、第26条、第28条から第30条まで、第32条第1項、第34条から第45条までの規定を準用する。この場合において、第13条の2第4項中「60単位」とあるのは、「30単位」と、第32条第1項中「外国の高等学校又は大学」とあるのは、「外国の大学」と、第45条第2号中「第27条」とあるのは、「第55条」と、第45条第3号中「第7条」とあるのは、「第49条」とそれぞれ読み替えるものとする。

2 専攻科の専攻において、第19条の規定を準用する。